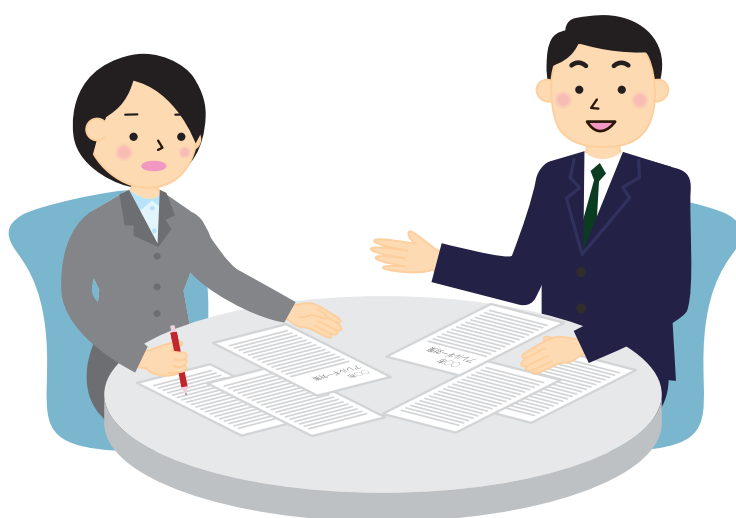


VII 関係機関との連携



VII

関係機関との連携

各機関の役割と連携について

「アレルギー疾患対策基本法」に各機関の責務が、厚生労働省作成「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に医療関係者及び行政の役割と各機関との連携が示されています。

アレルギー疾患のある子供の保育については、自治体や医療機関などと連携をとりながら体制を整えていくことが大切です。

アレルギー疾患対策基本法(抜粋)

■ 第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

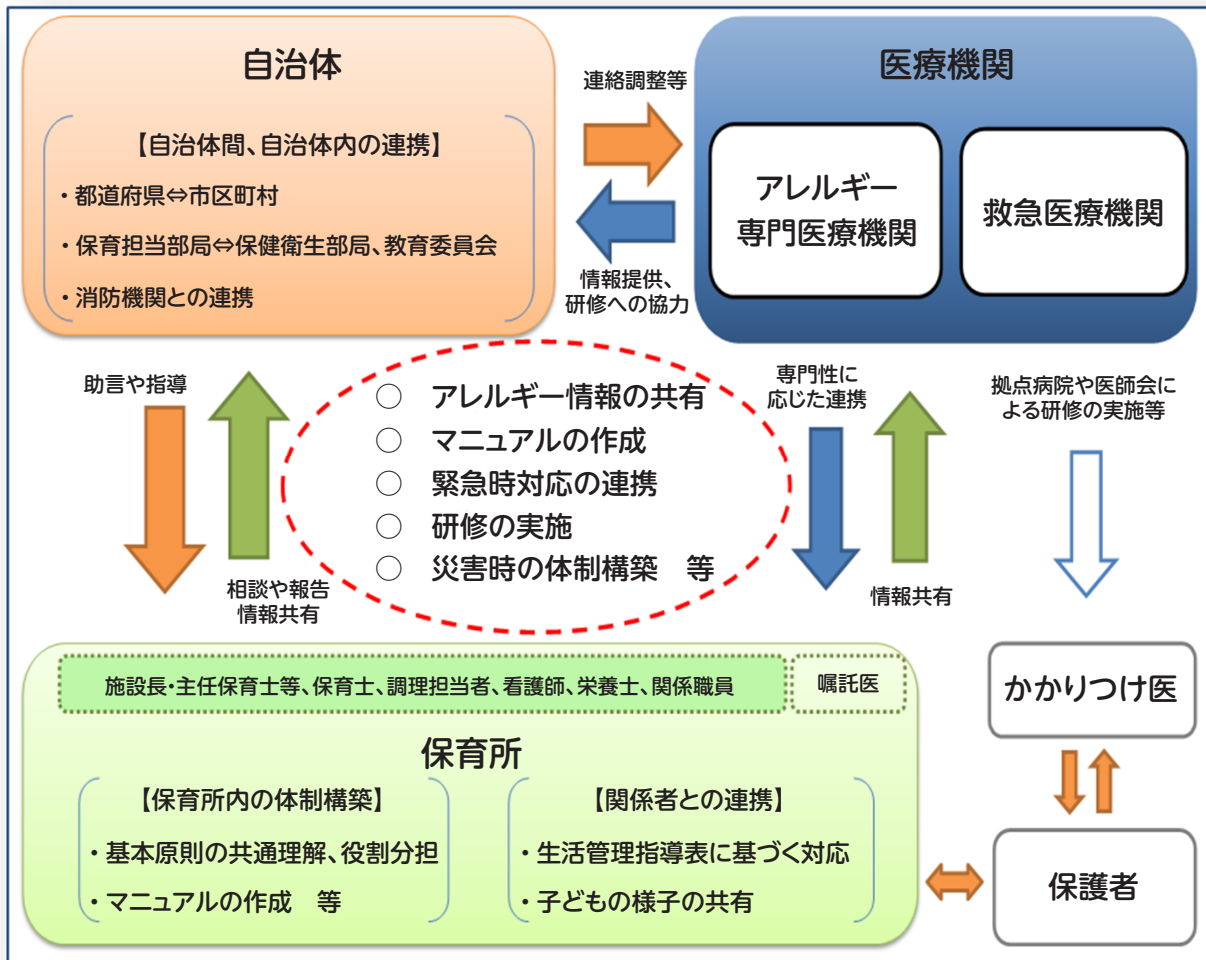
■ 第8条（医師等の責務）

医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患対策に協力し、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努めなければならない。

■ 第9条（学校などの設置者などの責務）

学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校など」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及などの施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校などにおいて、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

地域における関係機関の連携体制(イメージ)



(厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」より引用)

